

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、志村第五小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

地震発生時の対応

① 緊急地震速報発令時の対応

職員室にいる職員は、緊急地震速報の警報音が鳴ったら、次のような手順で知らせる。

緊急地震速報の警報音が鳴る



緊急放送をする。

- ・教室の場合には、机の下
- ・教室以外の校舎内では、ゆれがおさまるまでその場にしゃがむ。
ゆれがおさまったら近くの教室等に避難する。
- ・校庭の場合には、校庭の中央（第一次避難）

児童は、すぐに物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる。
職員は、自分の安全を確保しながら、すぐに児童の行動を支援する。

しばらくして揺れがおさまり、教室等の安全が確認できたら、各学級に集合させる。
火災が発生した場合には、校庭に避難する（第二次避難）
さらなる避難が必要な場合は、西徳第二公園に避難する。（第三次避難）



担任で被害の有無、人数を確認して、本部に報告する。

ただし、震源からの距離が近い場合には、緊急地震速報よりも、地震の揺れのほうが早く到達する
ときもある。その場合には、次のことが大切である。

- （１）緊急地震速報がなくても、大きな揺れを感じたら、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身をよせる指導をする。
- （２）平素から、自分の判断で身の安全を確保できることをねらいとして指導する。

- ①指揮本部・・・校長・副校長（主幹）
- ②情報・連絡・・・副校長・生活指導主任・学年主任
- ③救護・・・・・・養護・栄養士
- ④見回り・・・・・・１階（事務）、体育館（用務）、２階（用務）、３階（用務）
- ⑤児童保護・・・・担任・専科

② 避難行動のモデル

	警報・指示など	児童の回避行動
校舎内	・緊急地震速報の警報 ・緊急退避の指示 ・揺れがおさまったら安全確認の指示	・自分がいる場所で、頭上の落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・落下物、転倒物のない場所に移動し、回避行動をとる。（机の下、廊下の太い柱の近く、椅子の下など） ・指示により、安全確認のために教室または校庭等、安全な場所へ速やかに移動する。
校舎外	・緊急地震速報の警報 ・緊急退避の指示 ・揺れがおさまったら安全確認の指示	・自分がいる場所で、落下物や転倒物がないか即座に判断する。 ・校庭等広い場所の中央にしゃがむ。 ・放送等の指示を待つ。 ・地割れ、倒壊物、落下物等がないか把握する。 ・指示により、安全確認のために教室または安全な場所へ速やかに移動する。
遠足・宿泊行事等	・交通機関利用の場合には、係員の指示に従う	・係員の指示を待つ。 ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」を常に考える。 ・道路に出るときは、十分に気を付ける。
	・避難訓練の実施 ・宿舎では、宿舎係員または教員の指示に従う	・宿舎の安全状況を確認し、いつでもどこでも、回避行動がとれるように考えておく。 ・自分がいる場所で、頭上の落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・落下物、転倒物のない場所に移動し、回避行動をとる。
登下校時	・大きな揺れを感じたとき	・電柱、電線、屋根瓦の落下等、危険がないか状況を把握する。「落ちてこない」「倒れてこない」場所に身を寄せる。 ・公園等、広い安全な場所に避難する。 ・自宅か学校のどちらか近い方に向かう。自宅に行っても一人になる場合には、学校に向かうようにする。

③ 施設・設備の定期点検について

検査日	【検査場所】・検査項目
月1回	【全教室 特別教室 廊下 トイレ 体育館 校庭 遊具】 ・出入り口等の開閉 ・蛍光灯 ・時計 ・窓ガラス(手すり) ・床 ・掲示板 ・ロッカー ・手洗い場
学期1回	【全教室 特別教室 廊下 トイレ 体育館 体育倉庫 校庭 遊具】 ・出入り口等の開閉 ・蛍光灯 ・時計 ・窓ガラス(手すり) ・床 ・掲示板 ・ロッカー ・手洗い場 ・地震対策の有無 ・防災扉 ・花壇

④ 保護者への児童引き渡し

緊急レベル A

南海トラフ地震に関する予知（警戒宣言）が発せられた場合や、児童が在校時に大規模な地震が発生した場合（原則として震度5弱以上）、または、校内での緊急事態発生の際は次のように保護者への引き渡しを行う。

1. 在校時

- ・直ちに授業を打ち切り、保護者への引き渡しの準備をする。
- ・保護者に、学校等緊急連絡メールで周知し、保護者は、学校に来て児童の引き取りをする。各学級で児童を保護者又は代理人に引き渡して帰宅させる。保護者に引き渡すまでは、学校で保護する。

2. 校外指導時

- ・宿泊を伴う場合には、地元の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校と連絡をとり、校長は、区教育委員会に報告するとともに、保護者に周知する。
- ・宿泊を判わない場合には、地元の官公庁と連絡をとり、即時帰校の措置をとる。帰校後、前記在校時と同様の措置をとる。ただし、交通期間等の状況により帰校が危険と判断される場合には、適宜必要な措置をとる。また、強化地域内の場合には、地元官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。

緊急レベル B

天候の急変（台風・大雪・豪雨等）や凶悪犯罪等の発生（近隣）の場合には、保護者又は、代理人に引き渡して帰宅させる。引き渡すまでは、学校で保護する。

緊急レベル C

地域での災害発生(水道管の破損、電線の破損、近隣住宅の火災・倒壊、道路に危険物がある等)、不審者情報、台風接近・降雪等天候悪化の予報等の場合には、学年で方面別に集団下校する。教職員等、必ず大人が引率する。

⑤ 災害発生に伴う対応

<避難所設営・運営への協力>

町会本部長＝避難所本部長

	避難者への対応	本部の作業	備考
発生直後 ※1～2日	○避難者受入れ・居住区割当 ※町会班毎に受付・まとめて部屋指定。 ○部屋責任者の確認 ※部屋入り口に張り紙 ○生活用品分配 ※班毎に受取	①避難所本部 開設 ※テント2張・第3玄関前 ②施設点検 ※建築関連事業者 ※余震による2次被害防止 ③立ち入り禁止指定・表示 ※救援物資の保管場所確保…生活科室 ④避難場所順位の指定・表示 ⑤避難者受付開始 ※避難者概数の把握 ⑥高架水槽バルブ閉鎖 ※水の浪費防止 ⑦備蓄倉庫の管理・分配 (1000人分) ⑧避難所生活の準備 ※簡易トイレ・ろ過水 ⑨ライフラインの確保 ⑩区・近隣校との情報交換 ⑪伝言板の設置 …地域センター	◎門・玄関の鍵を持つ人の確認 町会長・防犯部長 近隣協力員(3名) ・防災無線で集合 ・広域避難場所：高島平団地 ◎校内施設の必要箇所の事前講習の必要。(元栓・備蓄倉庫等) ◎町内班ごとの収容を希望。 ・町会名簿を活用したい。 ・地区ごとの旗(のぼり)があればなお良い。 ◎トイレつくりや水浄化機械等の事前講習(町会防災訓練で訓練済み)
一週目まで	○避難者名簿の完成 ○ルールの遵守 ○自主清掃・運営の開始	⑫施設・消防自主点検隊の組織 ⑬校庭に炊き出し施設設置 ⑭救援物資の手配・保管・分配 ⑮避難者代表会の運営 ⑯区防災への連絡・要望 ⑰外部ボランティアの受入れ	◎避難所運営実働部隊の確保
2週目以降	○避難者の去就確認 ○各種情報の連絡徹底	⑱危険な破損箇所の撤去 ⑲避難者数に合わせての規模の拡大もしくは縮小 ⑳区防災への連絡・要望 ㉑外部ボランティアの連絡・調整	
その後	○避難先の相談・仮設住宅への引越し		

＜授業の再開へ向けて＞

施設の管理	教育活動	児童管理	
○施設点検 ※余震対策・立ち入り禁止場所の指定・表示 ○本部活動場所の片付け ○宿泊施設の確保	①教職員の管理 ・安否確認 ・役割分担 ・動静シフト策定 ②区教委への報告・指導 ③教育活動再開へ向けての企画立案	○保護者への引渡し ・今後の住所の確かめ ○安否確認 ・死亡 重症児童把握 ・避難所にいる児童の居住把握	発生直後※1～2日
○区による施設点検 ○破損箇所の撤去・改修 ○清掃 ○救援物資の受入れ・整理 ○外部ボランティアの調整	4 応急的な教育活動開始 ・授業者の確保 分担 ・教材等の整備 ・補助者の確保 5 学校再開へ向けての準備 ・近隣校との連絡 6 区との連絡・要望	○地域巡回・家庭訪問 ○各避難所訪問 ※心のケア・状況把握 ○児童調査一覧の作成 ※現住所・家族・健康状態等 ※仮転居先児童	一週目まで
○学校給食の再開 ※簡易給食→完全給食へ ○施設改修工事依頼 ※仮説教室？	7 教科書・学用品等受入れ整備 8 緊急予算の執行依頼 9 今後の教育計画の企画 10 マスコミ対応	○心のケア専門員等の手配 ○登校の連絡 ○連絡網の作成	一週目以降
○施設改修の開始	11 教育活動の正常化に向けての対応	○未習学習の補習 ○心のケアの個別化	その後